

公益財団法人長崎県スポーツ協会生涯スポーツ優良団体・ スポーツ功労者及び優秀指導者表彰規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人長崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第 4 条第 1 項第 5 号に基づき、本県におけるスポーツの健全な普及及び発展に貢献し、もって本県スポーツの振興に顕著な成果をあげた団体及び個人を表彰することを目的とする。

(種類)

第 2 条 表彰は、生涯スポーツ優良団体・スポーツ功労者及び優秀指導者とする。

(審査・決定及び表彰)

第 3 条 表彰候補の選考は、本会に加盟する団体及び本会が認める団体の推薦により、本会の表彰審査委員会（以下「審査委員会」という。）の議決によりこれを行うものとし、決定後、本会が定めた期日に表彰する。

① 生涯スポーツ優良団体及びスポーツ功労者表彰は、1 回とする。

② 優秀指導者表彰は、年度を異にして表彰することができる。

(審査委員会)

第 4 条 審査委員会は、本会の理事をもって構成する。審査委員長は、本会の理事長があたる。

(審査基準)

第 5 条 審査委員会で審査する基準は、次のとおりとする。

(1) 生涯スポーツ優良団体

- ① 地域又は職域の団体であること。
- ② 組織的にスポーツ活動を行って実績をあげていること。
- ③ 当該団体の行うスポーツ活動が、経済・文化など他の領域における活動の向上に貢献していること。

(2) スポーツ功労者

- ① 人格高潔にして、日常生活も模範的であること。
- ② スポーツ団体の運営の発展に特に貢献したもの。
- ③ 地域社会に精神的・物質的に貢献し、生涯スポーツの振興に絶大な功績のあったもの。

(3) 優秀指導者

- ① 当該年度において、スポーツで優秀な成績を収めた個人・団体の指導者。

(推薦手続)

第 6 条 表彰候補を推薦しようとする団体は、前条に規定された基準に該当する団体及び個人のあるときは、推薦委員会等を設け別途通知する期日までに関係書類、これに関係する写真等を添えて進達するものとする。

(補則)

第 7 条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人長崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。
この規程は、令和 2 年 3 月 2 5 日一部改定。令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 7 月 2 9 日一部改定。令和 2 年 7 月 3 0 日から施行する。
この規定は、令和 4 年 3 月 1 1 日一部改訂。令和 4 年 4 月 1 日から施行する。